

様

---

## 訪問介護事業契約書



蕨介護サービス事業所

〒335-0034

埼玉県戸田市笹目5-2-15

TEL/048-423-8048 FAX/048-423-8047

フリーダイヤル/0120-31-2941

契約担当者/

---

# 訪問介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と蕨介護サービス株式会社（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて居宅サービス計画に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族、ケアマネジャーに説明します。

## 第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【契約書別紙】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級、介護基礎研修職員課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。（利用者の状態により、代筆させていただく場合があります。）利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（現金手渡し又は口振の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

## 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。

この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

- ② 利用者又は家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第14条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する

裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日           年       月       日

契約者氏名

事業者    蕨介護サービス有限公司  
          埼玉県蕨市南町4-41-6  
          代表取締役    小野 ひとみ

利用者    <住所> \_\_\_\_\_

          <氏名> \_\_\_\_\_

(代理人) <住所> \_\_\_\_\_

          <氏名> \_\_\_\_\_

【契約書別紙】

○ 管理者

氏名 佐々木 真代 連絡先／048-423-8048

○ 訪問介護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用
①				可・否
②				可・否
③				可・否
④				可・否
⑤				可・否

○ 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

	基本料金（介護保険適用外の料金）	介護保険適用の場合の自己負担額
	円	円
	円	円
	円	円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 御利用予定時刻の24時間前までに連絡があった場合	無料
② 御利用予定時刻の12時間前までに連絡があった場合	当該基本料金の50%
③ 連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口☆

電話番号：048-423-8048（受付時間 9：00～17：00）

**当社における個人情報の利用目的通知  
及び第三者提供する場合の目的に関する同意書**

当社では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。下記目的以外には利用しません。

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求のための事務
- ③ 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

蕨介護サービス株式会社  
蕨介護サービス事業所

小野 ひとみ

TEL:048-433-9163 FAX:048-433-9164

**第三者へ個人情報を提供する場合の利用目的**

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ③ 他の医療機関・介護機関との連携
- ④ 家族等への状況説明
- ⑤ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑥ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑦ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

私は個人情報の利用目的及び上記目的の範囲における第三者への情報提供に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



指定訪問介護  
重要事項説明書  
(令和6年7月1日現在)



蕨介護サービス事業所

〒335-0034

埼玉県戸田市笹目5-2-15

TEL/048-423-8048 FAX/048-423-8047

フリーダイヤル/0120-31-2941

# 指定訪問介護重要事項説明書

〔令和6年7月1日現在〕

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	蕨介護サービス有限会社
代表者役職・氏名	代表取締役 小野 ひとみ
本社所在地・電話番号	所在地 埼玉県蕨市南町4-41-6 電話番号 048-433-9163
法人設立年月日	平成15年4月28日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

名 称	蕨介護サービス事業所
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号 1171901166)
所在地	〒335-0034 埼玉県戸田市笹目5-2-15
電話番号	048-423-8048
FAX番号	048-423-8047
通常の事業の実施地域	戸田市、蕨市
第三者評価の実施状況	なし

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで 日曜定休日
営業時間	午前8時から午後6時まで

### (3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
サービス提供責任者	・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。	常 勤 1人 非常勤 0人

	・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	
訪問介護員	訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤 0人 非常勤 7人

### 3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 （排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助）
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 （調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理）
通院等乗降介助 （介護予防訪問介護の場合：対象外）	通院、外出のため、訪問介護員が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。

### 4 利用料、その他の費用の額

#### （1）訪問介護の利用料

##### ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別単価 1単位＝10.70円

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介 護	20分未満	1,744円	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上1時間30分未満	6,066円	607円	1,214円	1,820円
	1時間30分以上 （30分増すごとに加算）	877円を加算	88円 を加算	176円 を加算	264円 を加算
	引き続き生活援助を算定する場合（20分を超えてから25分増すごとに加算※195単位を限度）	695円を加算	70円 を加算	139円 を加算	209円 を加算

生活	20分以上45分未満	1,915円	192円	383円	575円
援助	45分以上	2,354円	236円	471円	707円
通院等乗降介助		1,037円	104円	208円	312円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

※ 通院等乗降介助などをご利用になった場合、別途車代がかかることがあります。

(車代 円)

## イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

### ①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～6時）にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,070円	107円	214円	321円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,140円	214円	428円	642円

### ②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 総単位数の18.2%	

## (2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

## (3) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用予定時刻の24時間前までに連絡があった場合	無料
利用予定時刻の12時間前までに連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

#### (4) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

### 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

#### (1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

#### (2) 支払い方法等

- ① 請求書がお手元に届いてから30日以内に、下記のいずれかの方法でお支払いください。
  - ・現金払い
  - ・事業者が指定する口座への振り込み
  - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）。

### 6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

### 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やか

に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・福祉事業者総合保険

## 9 サービス提供に関する相談、苦情

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

・当社の相談・苦情に対する常設の窓口として、以下の者を充てます。

尚、担当者が不在の場合には他の職員が対応できるように引き継ぎを行います。

(電話番号) 048-423-8048 (FAX) 048-423-8047

ご利用者様相談・苦情担当 佐々木 真代

受付時間 午前9時00分から午後5時00分

受付日 月、火、水、木、金、土

・当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市役所 介護保険室 048-433-7835

戸田市役所 健康長寿課 048-441-1800

川口市役所 介護保険課 048-259-7295

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

イ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情があった場合、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、事情をよく確認

します。

- ・確認した苦情の内容により、必要に応じて検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を翌日までに行います。
- ・苦情を申し立てた利用者に対し、経緯や今後の対応方法等の説明をします。
- ・記録を台帳に保管し、全スタッフに公開し、再発予防に役立てます。

#### ※基本的な対応方針

- ・事態に対し早急な対応をすべく、通信方法や勤務人員体制を常時整備しておく。

#### ウ その他の参考事項

- ・サービス提供の質を高めるため、職員に対する定期的な研修及び研究会議を行います。
- ・必要に応じ、市町村の担当課や関連機関に状況を報告します。

### 10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
  - ① 医療行為
  - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
  - ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
  - ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
  - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県蕨市南町4-41-6  
法人名 蕨介護サービス株式会社  
代表者名 代表取締役 小野 ひとみ

説明者

事業所名 蕨介護サービス事業所

氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所  
氏名

(代理人) 住所  
氏名

